

○黒部市行政改革推進市民懇話会規程

平成18年 7月21日

黒部市告示第135号

改正 平成22年11月26日告示第63号

(設置)

第1条 黒部市の行財政制度及びその運営について、幅広い市民の意見を反映した見直しを行い、簡素にして効率的な行政の推進を図るため、黒部市行政改革推進市民懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、黒部市の行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議し、市長に助言提案を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市政について優れた識見を有する者 14人以内

(2) 市民から公募した者 4人以内

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長は会長が務める。

2 会長は、必要に応じて、次に掲げる者の出席を要請することができる。

(1) 専門の学識経験を有する者

(2) 関係職員

(部会)

第6条 懇話会に部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、日額5,000円とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務企画部総務課において行う。

(平22告示63・一部改正)

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年11月26日告示第63号)

この告示は、公表の日から施行する。